

## IFRS Sustainability Developments

# ESRS及びISSB基準 相互運用可能性 ガイダンスの公表

### 重要ポイント

- 本資料は、ESRSとISSB基準における気候関連のサステナビリティ開示に焦点を当てた相互運用可能性ガイダンスを提供するものである。内容は教育的な性質のものであり、ESRSやISSB基準の要求事項に優先したり、それらを変更するものではない。
- ESRSとISSB基準には、多くの整合した要求事項がある一方で、両基準への準拠を表明するために、企業が対応しなければならない相違点がある。
- グローバル企業で、ESRSへの準拠が義務付けられている法域に報告企業を有し、かつ、ISSB基準への準拠が義務付けられている法域にも報告企業を有する場合、両基準への準拠が必要となる可能性がある。
- IFRS S1における重要性の定義は、投資家の意思決定に有用であることに焦点を当てており、ESRSにおける財務的マテリアリティ(重要性)の定義と一致している。しかし、ESRSは、投資家に加えその他のステークホルダーにとって何が意思決定に有用な情報であるかを考慮するダブル・マテリアリティによる評価を要求している。

### 概要

2024年5月2日、IFRS財団と欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は共同で、IFRSサステナビリティ開示基準(ISSB基準)と欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の整合性に関するガイダンス資料を公表した。

本ガイダンス資料は気候関連の開示に焦点を当てているため、主にIFRS S2号「気候関連開示」(IFRS S2)の要求事項、及び、関連する場合は、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」(IFRS S1)の規定を取り扱っている。

本ガイダンス資料の内容は教育的な性質のものであり、ESRS又はISSB基準の要求事項に優先したり、それらを変更するものではないことに留意しなければならない。特定の企業が、ある特定の要求事項を開示する必要があるかどうかは、企業の事実と状況に左右され、重要性にもよる。

### ガイダンス資料はどのような企業に関連するのか?

例えば、グローバル企業で、ESRSへの準拠が義務付けられている法域に報告主体を有し、かつ、ISSB基準への準拠が義務付けられている法域にも報告主体を有する場合、当該企業とのその子会社は、ESRSとISSB基準の両方に準拠しなければならない(または準拠することを選択する)ような状況が存在する。ISSB基準への準拠が義務付けられるのは、現地法域の当局による導入後となるため、適用のタイムラインはさまざまである。これまでのところ、ブラジルとトルコがISSB基準の義務化を表明しており、ISSB基準又はISSB基準に基づく同様の基準の導入を義務付ける意向を示す法域が増えている。

企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の規準を満たす企業は、ESRSに準拠する必要がある(準拠のタイムラインは、どの対象企業に分類されるかによって異なる)。

本ガイダンス資料は、ESRSとISSB基準との間の開示要求事項の整合性、及び、どちらか一方の基準から適用を開始する企業が両方の基準への準拠を表明できるようにするために理解する必要のある情報について説明している。本ガイダンス資料には、「ESRS又はISSB基準のどちらで始めるかに関係なく、企業はこの相互運用可能性ガイダンスの内容に従うことでの両方の基準の気候関連の要求事項に準拠できる」と述べられている。

本ガイダンス資料は、以下の4つのセクションを含む。

1. ESRSおよびISSB基準の全般的な要求事項に関するコメント
2. 共通の気候関連開示
3. ESRSとIFRS S2の比較 – ESRSから始める企業が、両方の基準に準拠するためにISSB基準を適用する際に理解する必要のある情報
4. IFRS S2とESRSの比較 – ISSB基準から始める企業が、両方の基準に準拠するためにESRSを適用する際に理解する必要のある情報

## 相互運用可能性ガイダンス資料の要点

### 重要性

IFRS S1における重要性の定義は、ESRSにおける財務的マテリアリティ(重要性)の定義と一致している。両基準とも、開示すべき重要性がある情報を識別するために、意思決定有用性の規準に依拠している。しかし、ESRSのダブル・マテリアリティ評価は、投資家とその他のステークホルダーの双方にとって意思決定に有用な情報を検討するのに対し、ISSB基準では、投資家にとってのみ意思決定に有用な情報に焦点を当てている。

### 表示

IFRS S1では、情報が企業の一般目的財務報告書に含まれている限り、さまざまな場所で開示することを認めている。ESRSでは、サステナビリティ情報をマネジメントレポートの専用セクションであるサステナビリティレポートに表示することを義務付けている。原則として、ESRSにおいて要求される開示の場所は、IFRS S1におけるそれにも準拠するものである。ただし、ESRSに基づいて開示される追加情報が、ISSB基準に基づく開示要求事項を不明瞭にしてはならないことが重要である。

### 気候以外のサステナビリティ・トピックに関する開示

ESRS 1及びESRS 2は、IFRS S1と同様に、重要性があると評価されたサステナビリティ・トピックに関する情報の開示を要求している。ESRSには、気候を含む10の異なるサステナビリティ・トピックに関する専用の報告基準があるが、ISSB基準には、これまでのところ、トピックベースの基準は気候関連のもの(IFRS S2)しか存在しない。

サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用されるISSB基準が存在しない場合、IFRS S1は、企業が報告すべきサステナビリティ事項を識別するために使用すべき情報源を定めている。IFRS S1は、第一にSASB基準の開示トピックに関する指標の適用可能性を考慮することを企業に求めているが、IFRS S1の目的が引き続き達成されていることを条件に、企業はガイダンスの情報源としてESRSを参照し、考慮することもできると述べている。

## **救済措置**

両基準共に、救済措置を提供している(本ガイダンス資料の付属に記載されている)。ただし、本ガイダンス資料では、両方の基準への準拠を表明し、かつ、救済措置も適用する場合は、救済措置が両方の基準の要求事項を満たさない可能性があるため、基準を慎重に確認するよう企業にアドバイスしている。

## **2つの基準間の共通の気候関連開示**

本ガイダンス資料のセクション2は、気候関連開示の共通の要求事項を示しており、また、IFRS S2の構造に基づいて、参照用に2つの基準のパラグラフを7ページにわたる表(表2.1)で並べて記載している。

2つの基準のパラグラフには類似点があり、使用される用語が同じ場合もある。本ガイダンス資料には、「本セクションは、2つの基準における気候関連開示に高い整合性が存在していることを示している。表2.1は、気候関連のISSB基準の開示のほとんど全てがESRSに含まれていることを示している」と述べられている。2つの基準の文言が完全に同じではない場合もあるが、IFRS財団とEFRAGは、これらを相違点として示さないことを決定した。そのため、企業はこれらの要求事項に関連する開示情報が、両方の基準の開示要求を満たすと考えるかもしれない。本ガイダンスは、「単独で読むことはできず、「関連する基準(ESRSまたはISSB基準)と合わせて読む必要がある」と述べられている。

## **2つの基準における気候関連開示の相違点**

本ガイダンス資料のセクション3は、ESRSから始める企業がISSB基準への準拠を表明するために考慮する必要がある、ISSB基準における追加的な気候関連の開示要求事項を取り扱っている。本ガイダンス資料のセクション4は、ISSB基準から始める企業がESRSへの準拠を表明するために考慮する必要がある、ESRSにおける追加的な気候関連の開示要求事項を取り扱っている。

両基準が同じ開示トピックを取り扱っていても、開示要求事項が異なる場合があり、例えば、シナリオ分析、温室効果ガス排出の分解、カーボン・クレジットなどがあげられる。これらの領域については、本ガイダンス資料のセクション3.1と4.1で取り上げられている。

本ガイダンス資料のセクション3.1では、ISSB基準がESRSの気候関連の開示要求事項と重複する領域を取り上げると共に、さらなる考慮が必要な領域を強調している。これらの領域には、上記の3つに加えて、移行計画における仮定、産業別の指標、気候関連の機会、そして資本の配分や投下が含まれる。セクション3.2は、ファイナンス・エミッションに関する気候関連開示に関しては、ESRSには対応する具体的な開示要求事項がないという点を取り上げている。

EY は、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better questions)をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーフームを指し、各メンバーフームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY の詳細は、ey.com をご覧ください

#### EY グローバル・コーポレート・レポート・サービス・グループについて

グローバルな会計基準とサステナビリティ開示基準は、企業の財政状態や業績、そしてそれらに影響を及ぼすサステナビリティ関連要因を評価し、比較するための一つの尺度を世界経済に提供します。IFRS 会計基準及び IFRS サステナビリティ開示基準(総称して IFRS 基準)を含む国際財務報告基準(IFRS)を適用又は移行する企業にとって、権威あるタイムリーなガイダンスは、発展し、進化し続ける IFRS 基準を使いこなすために不可欠です。EY グローバル・コーポレート・レポート・サービス・グループは、IFRS 会計基準及びサステナビリティ開示基準の適用と解釈をサポートするための国際的なリソース(人材と知識)の開発を支援してきました。それによって、EY グローバル・コーポレート・レポート・サービス・グループは、グローバルな EY ネットワークからの最新の洞察を含め、深い対象分野に関する深い知識と幅広いセクター経験をマーケットに提供しています。

©2024 EYGM Limited.  
All Right Reserved.

本書には、IFRS® Foundation の著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundation の許可を得て EY 社が複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS 基準への完全なアクセスおよび IFRS Foundation の活動については、<http://eifrs.ifrs.org> をご覧ください。

EYG No.004166-24Gbl  
ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japan 株式会社および他の EY メンバーフームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](http://ey.com/ja_jp)

本ガイダンス資料のセクション4.1では、ESRSがISSB基準の気候関連の開示要求事項と重複する領域を取り上げると共に、さらなる考慮が必要な領域を強調している。これらの領域には、上記の3つに加えて、定量的情報(单一の数値又は範囲)、気候関連の物理的リスク及び移行リスク、温室効果ガス排出削減目標、そして、温室効果ガス排出の組織境界(「バウンダリ」)の定義が含まれる。組織境界の定義に関して、本ガイダンス資料では、IFRS S2に準拠して報告する企業は、GHGプロトコルで記述されている財務支配力基準を適用することを選択した場合にのみ、組織境界がESRSと整合させることができることを明確にしている。さらに、IFRS S2に準拠して報告する企業は、当該企業が経営支配力を有する関連会社、ジョイント・ベンチャー、非連結子会社(投資企業)、及び事業体を通じて組成されていない共同支配の取決め(すなわち、共同支配事業及び資産)からの温室効果ガス排出も開示する場合にのみ、ESRSと連結グループの組織境界を整合させることができる。

本ガイダンス資料のセクション4.2では、補足的なデータポイントがESRSで求められている、気候関連のESRSの開示要求事項、及び、IFRS S1又はIFRS S2に対応する開示要求事項がない追加の気候関連の開示が取り上げられている。ESRS 2には、ガバナンスと戦略の柱に関する開示が含まれており、ESRS E1と合わせて適用しなければならない。これらの追加的な開示は表4.2.1に含まれている。ESRS E1から生じる補足的及び追加的な開示は表4.2.2に含まれている。

#### 弊法人のコメント

本相互運用可能性ガイダンス資料は、ISSB基準とESRSの両方に準拠したい企業にとって有用である。特に、グローバル企業で、ESRSへの準拠が義務付けられている法域に報告主体があり、かつ、ISSB基準への準拠が義務付けられている法域にも報告主体がある場合、両基準への準拠が必要となる可能性がある。両基準のどちらか一方の適用から始める企業は、両基準の主要な差異を認識すると共に、企業に適用され、かつ重要性がある範囲において両基準の差異を開示に反映しなければならない。しかし、企業は、ISSB基準で開示が要求される情報とESRSで開示が要求される情報を明確に識別できるようにしなければならない。企業は、本ガイダンス資料は関連する基準と合わせて読まなければならないことに留意すべきである。また、企業は、両基準どちらの要求事項を満たすためにも本ガイダンス資料に単独で依拠すべきではない。